

避難情報の判断・伝達マニュアル



令和３年８月豪雨による水害状況
塩田庁舎応接室から塩田中学校入口交差点に向けて撮影

令和８年８月（改訂版）

佐賀県嬉野市

目次

はじめに.....	1
第1編 避難行動.....	2
1 避難行動の考え方	2
2 避難行動	2
3 避難情報の発令区分と居住者がとるべき行動	2
4 指定避難所、指定緊急避難場所	3
5 避難指示等の伝達方法	3
6 避難すべき区域	4
第2編 水害.....	5
第1 水害の要因	5
1 堤防決壊（※破堤）による災害	5
2 氾濫	5
第2 塩田川	5
1 塩田川の特徴	5
2 施設の整備状況	5
3 塩田川で発生する災害の種類	6
4 避難すべき区域	6
第3 鹿島川	7
1 鹿島川の特徴	7
2 施設の整備状況	7
3 鹿島川で発生する災害の種類と警戒すべき区域	7
第4 避難情報等の発令の判断基準	9
1 塩田川の堤防決壊・越水氾濫	9
2 鹿島川破堤・越水氾濫	10
3 内水氾濫・溜め池破堤等	11
4 雨量等に関する情報の入手先	12
第5 避難情報の伝達（水害）	12
第3編 土砂災害.....	15
第1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	15
第2 避難すべき区域	16
第3 避難情報等の発令の判断基準	17
第4 避難情報の伝達（土砂災害）	20

はじめに

嬉野市は、平成 17 年 3 月に内閣府に報告された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、平成 22 年 3 月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を策定し、これまで避難勧告等の判断に資してきました。

その後、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震などの大震災や数十年に一度と言われるような豪雨、これを要因とした大規模な土砂災害や水害、大型台風の接近等、人の生命を脅かす自然現象が、近年ますます増加してきているにも係わらず、発令基準となっていた避難勧告等を発令しなかったり、発令時期の遅延により多数の犠牲者を出してしまったケースも見受けられました。

本市でも、令和 3 年 8 月 14 日、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、線状降水帯による猛烈な雨や非常に激しい雨が降り続き、24 時間降水量 555.5 ミリを観測し、観測史上 1 位の値を更新するなど記録的な大雨となり多数の被害が発生しました。

このような豪雨等が発生すれば、水害や土砂災害に弱いという地形的弱点を有するが故に、大規模災害が発生する恐れが極めて高い地域であることを改めて認知したところであります。

本マニュアルは、令和 3 年 5 月に災害対策基本法の一部が改正されたことに伴う内閣府の「避難情報に関するガイドライン」に続き、令和 8 年 5 月に改正された新しい気象情報に基づき、避難情報の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の市民に対して避難情報を発令すべきか等の判断基準を見直し、適切な避難情報の発令により、市民の迅速・円滑な避難を実現することを目的とするために修正を加えました。

なお、本マニュアルは、自然災害のうち水害と土砂災害に伴う避難を扱う事項に関する基本的事項です。このためマニュアルを最優先するのではなく、あくまでも市民の命を守ることが最も重要であるとの認識を持ち、その時々状況に応じた柔軟な対応をとる必要があります。

第 1 編 避難行動

1 避難行動の考え方

避難行動は、数分から数時間後に起こるかも知れない災害から「命をまもるための行動」である。

- (1) 災害種別毎に命の脅威がある場所を特定すること。
- (2) それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとればよいかを明確にすること。
- (3) どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを明確にすること。

2 避難行動

以下の全ての行動を避難行動と定義する。

- (1) 指定避難所、指定緊急避難場所への移動
- (2) 自宅等から安全な場所への移動（公園、親戚の家、友人・知人の家）
- (3) 近隣の高い建物、強度の強い建物への移動
- (4) 建物内の安全な場所への移動（自宅の 1 階から 2 階への移動等）

3 避難情報の発令区分と居住者がとるべき行動

避難情報等の標準的な意味合いについては、下表のとおりである。

気象庁が発表する警戒レベル	市長が発表する避難情報等	居住者がとるべき行動等
警戒レベル 1 (早期注意情報)		●発表される状況：今後の気象情報悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル 2 氾濫、大雨、土砂災害及び高潮の注意報		●発表される状況：今後の気象情報悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難を確認する。

警戒レベル3相当 氾濫、大雨、土砂災害及び高潮の警報	高齢者等避難	●発表される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで避難することが望ましい。
警戒レベル4相当 氾濫、大雨、土砂災害及び高潮の危険警報	避難指示	●発表される状況：災害のおそれが高い。 ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル5相当 氾濫、大雨、土砂災害及び高潮の特別警報	緊急安全確保	●発表される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急に安全確保する。 ただし、災害発生・切迫した状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

4 指定避難所、指定緊急避難場所

(1) 指定避難所

災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、予め市が指定した施設をいう。

(2) 指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、予め市が指定した施設・場所をいう。

5 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達先・伝達手段

避難指示等の伝達先及び伝達方法は次頁のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた伝達先に対し、最善の方法により行うものとする。

6 避難すべき区域

「避難すべき区域」は、過去の災害による被害実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象であるため不測の事態等も想定される。

事態の進行・状況に応じて、避難情報示等の発令区域を適切に判断すること。

避難すべき区域の特定の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形までは反映されていないことに十分留意すること。

第2編 水害

第1 水害の要因

1 堤防決壊（※破堤）による災害

(1) 浸食による堤防決壊

ア 堤防に長時間水が染み込むと、水が土中に通り道を作り穴が大きくなり、最終的に堤防の下側が崩れ、堤防が決壊する。

イ 川の水位が上昇し、流れが速くなり、堤防に力がかかり表面が削られ、護岸の強度が低下した部分から堤防が決壊する。

(2) 越水による堤防決壊

堤防に長時間水が染み込み堤防の強度が低下する。川の水位が上昇し、越水が始まると強度が弱くなった堤防を越水が削り、最終的に土手を破壊する。

2 氾濫

(1) 外水氾濫

堤防決壊、越水等により川から水が溢れ出ること。

(2) 内水氾濫

川からの水が溢れ出るのではなく、町や農地に降った雨がそのまま低地に溜まって溢れること。

（※ 破堤：本マニュアルでは、意味が分かりやすいように「堤防決壊」という。）

第2 塩田川

1 塩田川の特徴

(1) 大野原高原と虚空蔵山系に源を発する塩田川は、市の中央部を貫流し、有明海に注いでいる。同河川には国見岳を源とする吉田川や、八幡川、鍋野川など21河川が合流しているが、小河川のため流域面積が狭く、また、有明海の潮位変化により水位が大きく変動する河川である。

(2) 増水時と有明海の満潮との接合時が最も水位が上昇する。

2 施設の整備状況

(1) 馬場下排水機場（3.0 t／秒）を設置

(2) 大傘田排水機場（6.0 t／秒）を設置

3 塩田川で発生する災害の種類

(1) 想定される災害の種類

ア 堤防決壊による外水氾濫

堤防決壊による越水の場合、床上、床下浸水その他、激流となった場合には家屋・施設、孤立した人等押し流す。

イ 越水による外水氾濫等

堤防を越水した場合、地盤高の低い塩田地区に水が集中し、急激に水位が上昇し、床下床上浸水等の災害をもたらす。

ウ 内水氾濫

川の水位が上昇し、雨水が川に流れ込まなくなると、地盤高の低い塩田地区に水が集中し、床下床上浸水等の災害をもたらす。

(2) 警戒すべき区域

ア 外水氾濫

- ・ 嬉野市塩田町
- ・ 嬉野市嬉野町下野地区
- ・ 嬉野市嬉野町式浪地区

の塩田川流域

- ・ 特に注意を要する区間

○ 重要水防箇所

唐泉橋付近（武雄側）水衝部である、八幡川と塩田川の合流箇所

○ 重要水防区間

嬉野市嬉野町式南橋から有明海までの両岸 約 13,500m

イ 内水氾濫

- ・ 嬉野市塩田町（大字馬場下、大字五町田、大字久間）

4 避難すべき区域

避難情報等の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりである。

■ 塩田川堤防決壊・越水氾濫

災害の程度	対象とする行政区	想定被害	備考
想定浸水深 50cm 未満	南下久間、北下久間、 五町田第1～5、袋、 宮ノ元、南上、南下、 下野、式浪	床下浸水	うれしの特別支援学校を 含む
想定浸水深	南、美野辺田、宮ノ元	床上浸水	

50cm 以上 1 m 未満	畦川内、袋、真崎、 大牟田、南下、南上、 袋、下野		
想定浸水深 1 m 以上 2 m 未満	本谷、宮ノ元、塩田、 南下久間、北下久間、 五町田第 1 ～ 5、袋、 福富、真崎、大牟田、 冬野、牛間田、町分、 南、南上	平屋（1 階 部分）水没	福祉施設である社会福祉 法人済昭園を含む
想定浸水深 2 m 以上 5 m 未満	塩田、原町、下野辺田、 布手、五町田第 1、宮 ノ元、冬野、牛間田	2 階が水没 家屋が損壊	塩田川直近の地区で水の 破壊力が大きく、建物が流 される可能性がある

■内水氾濫等

災害の程度	対象とする行政区	想定被害	備考
想定浸水深 50 cm 程度以上	真崎、大牟田、五代、 塩吹、南下久間	床下浸水 床上浸水 道路冠水	関連する排水機場（馬場 下、大牟田排水機場）
想定浸水深 2m 程度以上	塩田、原町、下野辺田、 布手、町分、宮ノ元、 冬野、牛間田	平屋（1 階 部分）水没 道路冠水	関連する排水機場（馬場 下、大牟田排水機場）

第 3 鹿島川

1 鹿島川の特徴

- (1) 鹿島琴路岳に水源を発する。小河川のため流域面積が狭く、また、有明海の潮位変化により水位が大きく変動する河川である。
- (2) 増水時と有明海の満潮との接合時が最も水位が上昇し危険である。

2 施設の整備状況

- (1) 河川全域の河川改修が完了している。
- (2) 三ヶ崎排水機場（5.0 t / 秒）を設置
- (3) 下童排水機場（6.2 t / 秒）を設置

3 鹿島川で発生する災害の種類と警戒すべき区域

- (1) 想定される災害の種類

ア 堤防決壊による外水氾濫

堤防決壊による越水の場合、床上、床下浸水その他、激流となった場

合には家屋・施設、孤立した人等押し流す。

イ 越水による外水氾濫等

堤防を越水した場合、地盤高の低い三ヶ崎地区に水が集中し、急激に水位が上昇し、床下床上浸水等の災害をもたらす。

ウ 内水氾濫

川の水位が上昇し、雨水が川に流れ込まなくなると、地盤高の低い塩田地区に水が集中し、床下床上浸水等の災害をもたらす。

(2) 警戒すべき区域

ア 外水氾濫

- ・ 嬉野市塩田町福富地区
- ・ 嬉野市塩田町三ヶ崎地区
- ・ 嬉野市塩田町下童地区

の鹿島川流域

- ・ 特に注意を要する区間
 - 重要水防箇所
元禄橋から有明海までの両岸 約 2,000m
 - 重要水防区間
嬉野市嬉野町式南橋から有明海までの両岸 約 13,500m

イ 内水氾濫

- ・ 嬉野市塩田町（大字馬場下、大字五町田、大字久間）

■ 鹿島川堤防決壊・越水氾濫

災害の程度	対象とする行政区	想定被害	備考
想定浸水深 50cm 未満	三ヶ崎	床下浸水	
想定浸水深 50cm 以上 1 m 未満	三ヶ崎、福富	床上浸水	道路冠水
想定浸水深 1 m 以上 2 m 未満	下童	平屋水没	道路冠水

■ 内水氾濫等

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50 cm程度以上	三ヶ崎、下童、福富、 真崎、大牟田	床下浸水 床上浸水	道路冠水

第4 避難情報等の発令の判断基準

避難指示等の発令の基準判断は、下記のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等と相互に情報交換する。
- 関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、地域とも連携して広域的な情報把握に努める。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、堤防の異常等、巡視等による現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、洪水の危険度を表したメッシュ情報、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難、潮位変化）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的に判断する。

1 塩田川の堤防決壊・越水氾濫

避難情報等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて、総合的に判断して発令する。

河川名	塩田川 水位観測所：塩田橋水位観測地点
重点対象地区	塩田、町分、原町、下野辺田、布手、五町田第1～5、宮ノ元
対象地区	冬野、牛間田、南志田、本谷、南下久間、北下久間、袋、福富、真崎、大牟田、三ヶ崎、下童、南、美野辺田、南下、南上、下野、式浪
高齢者等避難 （警戒レベル3 相当）	・ 氾濫警報の発表または、水防団待機水位（4.06m）に到達し、雨量情報等により、1時間後に避難判断水位（4.52m）に到達すると見込まれる場合
避難指示 （警戒レベル4 相当）	・ 氾濫危険警報の発表または、避難判断水位（4.52m）に到達し、雨量情報等により、1時間後に氾濫危険水位（5.44m）に到達すると見込まれる場合 ・ 河川管理施設の異常（漏水等の堤防決壊につながるおそれのある被災等）を確認した場合
緊急安全確保 （警戒レベル5 相当）	・ 氾濫特別警報の発表または、堤防決壊を確認した場合 ・ 氾濫危険水位（5.44m）に到達し、かつ、雨量情報等により、水位がさらに上昇し、越水・堤防決壊の発生が見込まれる場合 ・ 河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認した場合

2 鹿島川破堤・越水氾濫

避難情報等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川名	鹿島川 水位観測所：組知橋水位観測地点
対象地区	福富、真崎、大牟田、三ヶ崎、下童、冬野、牛間田、南志田、本谷、南下久間、北下久間、袋、南、美野辺田、南下、南上、下野、式浪
高齢者等避難 (警戒レベル3 相当)	大雨警報の発表または、氾濫注意水位（3.50m）に到達し、雨量情報等により、1時間後に避難判断水位（4.10m）に到達すると見込まれる場合
避難指示 (警戒レベル4 相当)	- 大雨危険警報の発表または、避難判断水位（4.10m）に到達し、雨量情報等により、1時間後に氾濫危険水位（4.80m）に到達すると見込まれる場合 - 河川管理施設の異常（漏水等の堤防決壊につながるおそれのある被災等）を確認した場合
緊急安全確保 (警戒レベル5 相当)	- 大雨特別警報の発表または、氾濫危険水位（4.80m）に到達し、かつ、今後の雨量情報等により、水位がさらに上昇し、越水・堤防決壊の発生が見込まれる場合 - 堤防決壊を確認した場合 - 河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認した場合

3 内水氾濫・溜め池破堤等

避難情報等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川名	塩田川、鹿島川
対象地区	塩田、町分、原町、下野辺田、布手、五町田第1～5、宮ノ元
高齢者等避難 (警戒レベル3 相当)	・ 氾濫警報・大雨警報の発表または、降雨当市において1時間で40ミリ又は3時間で100ミリの雨量を観測し、雨量情報等により、さらに降雨が継続すると見込まれる場合 ・ 対象地区近隣において床下浸水や道路冠水が見込まれる場合 ・ 溜め池が満水し、かつ、雨量情報等により更に水位の上昇が見込まれる場合 ・ 溜め池の管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認
避難指示 (警戒レベル4 相当)	・ 氾濫危険警報・大雨危険警報発表または、対象地区近隣において床下浸水や道路冠水が発生し、かつ、当市において1時間で70ミリ又は3時間で150ミリの雨量を観測し、さらに雨量情報等により、降雨が継続すると見込まれる場合 ・ 対象地区近隣において床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大している場合 ・ 溜め池の管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認 ・ 大河川に排水する内水排水ポンプ運転停止水位に達することが見込まれる
緊急安全確保 (警戒レベル5 相当)	・ 氾濫特別警報・大雨特別警報の発表または、対象地区の近隣において床上浸水が発生し、かつ、雨量情報等によりさらに被害の拡大が見込まれる場合 ・ 対象地区の近隣において床上浸水が発生した場合 ・ 大河川に排水する内水排水ポンプが運転停止した場合

4 雨量等に関する情報の入手先

電話	・ 佐賀地方気象台 0952-32-7025 ・ 佐賀県危機管理防災課 0952-25-7362 ・ 杵藤土木事務所 0954-22-4184
WEB サイト	・ 国土交通省ホームページ→ →防災情報提供センター若しくは川の防災情報 ・ 気象庁ホームページ ・ 佐賀県ホームページ→くらしと教育 →防災・安全 ・ 嬉野市ホームページ→防災情報
排水ポンプ運 転状況	嬉野市建設部建設農林整備課 0954-42-3311

第5 避難情報の伝達（水害）

避難情報を発令する際には、それに対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

- 避難情報の伝達文例（防災無線放送時は2回繰り返す）
つぎの例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を確認する

① 警報発表に伴う【高齢者等避難情報】発令時の伝達文

こちらは、嬉野市災害対策連絡室です。○時○分

- ・ 塩田川に警戒レベル3、氾濫警報が発表されました。
- ・ 昨夜からの大雨により塩田川の水位が避難判断水位に達しました。

このため、○時○分、□□地区に対して高齢者避難情報を発令いたします。塩田川の水位が氾濫するおそれのある高さに近づいています。高齢者の方等、避難に時間がかかる方は、避難を開始してください。また、それ以外の方も必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、気象情報に注意して、危険と感じたら自主避難をお願いします。

特に川沿いにお住まいの方は、早めに避難を開始してください。

○時○分に避難所として△△体育館を開設いたしました。避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。繰り返します。・・・・

以上、嬉野市災害対策連絡室から高齢者等避難情報をお知らせしました。

②危険警報発令に伴う【避難指示】発令時の伝達文

こちらは、嬉野市災害対策連絡室です。○時○分

- ・ 塩田川に警戒レベル4相当、氾濫危険警報が発表されました。
- ・ 昨夜からの大雨により塩田川の水位が避難判断水位に達しました。

このため、○時○分、□□地区に対して避難指示を発令いたします。塩田川の水位が氾濫するおそれのある高さに近づいています。

対象地区の方は速やかに避難してください。

特に川沿いにお住まいの方は、早めに避難を開始してください。

○時○分に避難所として△△体育館を開設いたしました。

避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

繰り返します。・・・・・・・・

以上、嬉野市災害対策連絡室からの「緊急のお知らせ」でした。

③特別警報発表に伴う【緊急安全確保】発令時の伝達文

緊急放送、緊急放送、こちらは嬉野市役所災害対策本部です。

○時○分

- ・ 警戒レベル5、氾濫特別警報が発表されました。
- ・ 塩田川の堤防が決壊（越水・溢水）しました。

このため、○時○分、□□地区に緊急安全確保を発令しました。

△△地区で堤防から水があふれ出しました。対象地区の方は、大至急、近くの安全な場所に緊急避難するか、屋内の高い所に緊急に避難し身の安全を確保してください。

現在、県道◇◇号線は冠水のため通行できません。

（繰り返し）

以上、嬉野市災害対策本部からの「緊急放送」でした。

④避難情報解除時の伝達文

こちらは、嬉野市災害対策本部（災害対策連絡室）です。
塩田川の水位が避難判断水位を下回り、洪水のおそれがなくなりました。
△△地区に出されていた避難情報を○時○分に解除します。
繰り返します。・・・・・・・・
以上、嬉野市災害対策本部からの避難情報解除のお知らせでした。

第 3 編 土砂災害

土砂災害とは、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）、急傾斜地の崩壊（傾斜度が 30 度以上である土地が崩壊する自然現象）または、地すべり（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って異動する自然現象）を発生原因として住民の生命又は身体に生じる被害をいう。

第 1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

1 土砂災害発生のおそれがある溪流や斜面の数（土砂災害危険箇所の数）

- ・土石流危険溪流Ⅰ 202 箇所
- 土石流危険溪流Ⅱ 125 箇所
- 土石流危険溪流Ⅲ 1 箇所
- （うち土砂災害警戒区域指定あり 42 箇所）
- （うち土砂災害特別警戒区域指定あり 286 箇所）
- ・急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 321 箇所
- 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 430 箇所
- 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ 0 箇所
- （うち土砂災害警戒区域指定あり 27 箇所）
- （うち土砂災害特別警戒区域指定あり 724 箇所）
- ・地すべり危険箇所 26 箇所
- （うち土砂災害危険区域指定あり 26 箇所）
- （うち土砂災害特別警戒区域指定あり 0 箇所）

2 土砂災害発生のおそれがある溪流や斜面の分布

- ・ 嬉野町（吉田、下野、井手川内、下吉田、不動山地区）、には、土石流危険溪流及び急傾斜地崩壊危険箇所が多く過去にも土砂災害が発生している。
- ・ 嬉野町俵坂（国道 34 号）の急傾斜地崩壊危険箇所では平成 2 年集中豪雨で土砂災害が発生している。
- ・ 塩田町（石垣地区）では、過去に急傾斜地崩壊危険箇所が崩壊し、人災被害が発生している。

3 土砂災害の発生しやすい気象条件

- ・ 過去の災害実績では、総雨量 300mm を超えたり、時間雨量 50mm を超えると土砂災害が多発する傾向にある。

- ・ 図 警戒すべき区間・箇所（土砂災害）
（土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は
嬉野町、塩田町の土砂災害危険箇所マップを参照）

第2 避難すべき区域

避難情報等の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること（連絡先は3. の情報の入手先を参照）。
- ・ 「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象による不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。
- ・ 「避難すべき区域」特定の際に参考とした土砂災害警戒区域図等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

避難区域（避難情報等の発令単位）	対象地区（土砂災害危険箇所単位）	災害の様相	備考
嬉野町大字吉田	吉田全地区	土石流、地すべり、崖崩れ	
嬉野町大字下野	井手川内	地すべり	
	下吉田	土石流、地すべり、崖崩れ	
	下野	土石流、地すべり、崖崩れ	
嬉野町大字岩屋川内	上岩屋、下岩屋1～3区	土石流、地すべり、崖崩れ	
嬉野町大字不動山	不動山全地区	崖崩れ、地すべり 土石流	

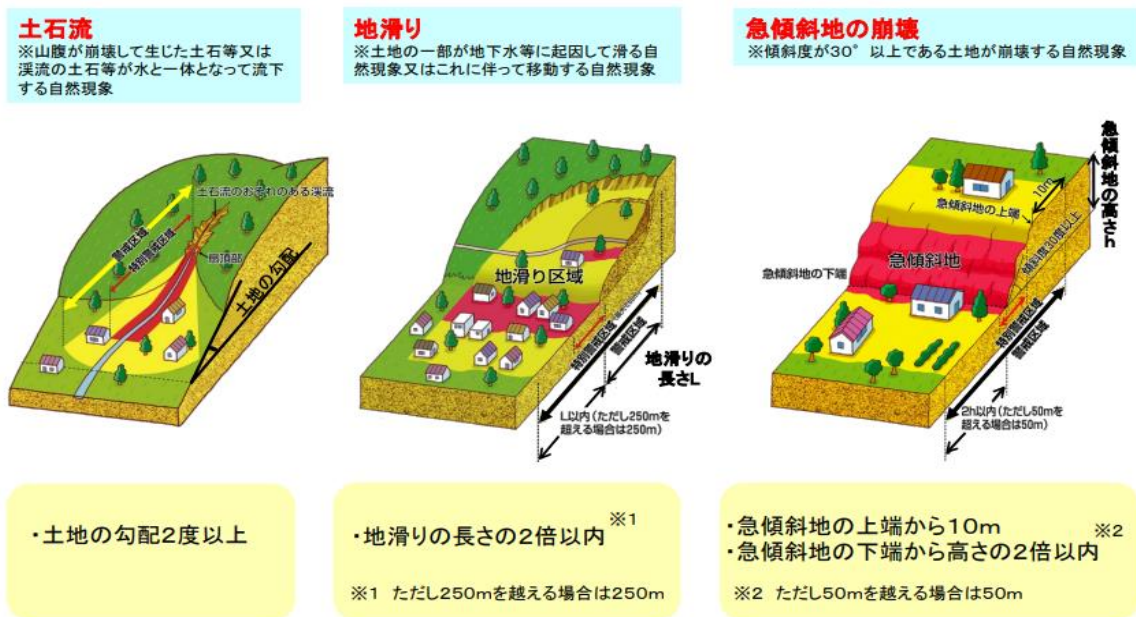
嬉野町大字下宿	湯野田、内野内野山、下宿	崖崩れ	嬉野温泉病院あり 特老「うれしの」あり
塩田町大字谷所	下童、鳥坂、平山、永石、山口、鳥越、石垣、茂手、殿ノ木庭	土石流、崖崩れ	
塩田町大字大草野	南上、南下、万才、角ノ谷、大草野辺田、五代、長谷	土石流、地すべり、崖崩れ	
塩田町大字馬場下	本谷、宮ノ元下野辺田	土石流、地すべり、崖崩れ	
塩田町大字久間	中久間、西山、光武	地すべり	

第3 避難情報等の発令の判断基準

避難指示等の発令の基準判断は、下記のとおりである。

- 1 土砂災害警戒区域(通称：イエローゾーン)【市内 1120 箇所】
 - (1) 土砂災害が発生した場合に市民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備する区域
 - (2) 土砂災害特別警戒区域(通称：レッドゾーン)【市内 1010 箇所】

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ市民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域



2 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)

大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1^{※1}四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報で、避難情報の発令の判断材料とする。

危険度	色が持つ意味	内容
高	今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。
	警戒レベル2 注意報	- ハザードマップ等により避難行動を確認する。 - 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。 - 特に危険分布をこまめに確認する。
	警戒レベル3相当 警報	- 大雨(土砂災害)警報発令、または、土壌雨量指数が警報の基準に到達した場合 - 避難の準備が整い次第、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等の外側の少しでも安全な場所への避難を開始 - 高齢者等避難に時間を要する人等は速やかに避難を開始する。
	警戒レベル4相当 危険警報	- 大雨(土砂災害)危険警報、または土壌雨量指数が危険警報の基準に到達した場合 - 命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況。 - 速やかに土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の外の少しでも安全な場所への避難を開始する。
	警戒レベル5相当 特別警報	- 大雨(土砂災害)特別警報、または、土壌雨量指数が特別警報の基準に到達した場合 - 過去の重大な土砂災害発生にひて命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況。 - 速やかに土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の外の少しでも安全な場所への避難を開始する。

なお、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等と相互に情報交換する。
- 関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、地域とも連携して広域的な情報把握に努める。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、堤防の異常等、巡視等による現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、洪水の危険度を表したメッシュ情報、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難、潮位変化）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的に判断する。

避難情報等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所等の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区域名	嬉野町（大字吉田、大字下野、大字岩屋川内、大字不動山、大字下宿）塩田町（大字谷所、大字大草野、大字馬場下、大字久間）
対象地区	大字吉田（全地区）、大字下野（井手川内、下吉田、下野）、大字岩屋川内（上岩屋、下岩屋１～３区）、大字不動山（全地区）、大字下宿（湯野田、内野内野山、下宿）、大字谷所（下童、鳥坂、平山、永石、山口、鳥越、石垣、茂手、殿ノ木庭）、大字大草野（南上、南下、万才、角ノ谷、大草野辺田、五代、長谷）、大字馬場下（本谷、宮ノ元、下野辺田）、大字久間（中久間、西山、光武）
高齢者等避難	・警戒レベル３、土砂災害警報の発表 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）の発見した場合
避難指示	・警戒レベル４、土砂災害危険警報の発表または、降雨の状況により人的被害の発生するおそれがある場合 ・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見

緊急安全確保	・警戒レベル5、土砂災害特別警報の発表または、降雨の状況により、現在の切迫した状況から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状態 ・近隣で土砂災害が発生 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見した場合
--------	--

情報の入手先

- ① 気象警報等：佐賀地方気象台（TEL0952-32-7027）
- ② 降雨指数値：佐賀県危機管理防災課（TEL0952-25-7362）
佐賀県杵藤土木事務所（TEL0954-22-4148）
佐賀地方気象台（TEL0952-32-7027）
- ③ 雨量情報：佐賀地方気象台（TEL0952-32-7027）
国交省 WEB サイト 川の防災情報
- ④ WEB サイト
 - ・ 国土交通省ホームページ→防災情報提供センター又は、川の防災情報・ 気象庁ホームページ
- ⑤ 排水ポンプの運転状況：嬉野市建設農林整備課 0954-42-3311
- ⑥ 土砂災害危険度情報：嬉野市防災 WEB

第4 避難情報の伝達（土砂災害）

避難情報を発令する際には、それに対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

1 避難情報の伝達文例

下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を確認する

① 警報発表に伴う【高齢者等避難情報】発令時の伝達文

こちらは、嬉野市災害対策連絡室です。○時○分

- ・ 嬉野市に警戒レベル3、土砂災害警報が発表されました。
 - ・ 昨夜からの大雨により塩田川の水位が避難判断水位に達しました。
- このため、○時○分、□□地区に対して高齢者避難情報を発令いたします。

対象区域は、大字□□地区の土砂災害警戒区域です。土砂災害の危険性が高まることが予想されます。

高齢者等避難に時間がかかる方は、避難を開始してください。
また、それ以外の方も必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、気象情報に注意して、危険と感じたら、自主的に早めに避難してください。
特に崖付近や沢沿いにお住まいの方は、避難してください。
避難場所は、△△体育館を開設しています。
避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
繰り返します・・・
以上、嬉野市災害対策連絡室からお知らせしました。

②危険警報発令に伴う【避難指示】発令時の伝達文

こちらは、嬉野市災害対策連絡室です。○時○分

- ・ 塩田川に警戒レベル4、土砂災害危険警報が発表されました。
- ・ 昨夜からの大雨により塩田川の水位が避難判断水位に達しました。

このため、○時○分、□□地区に対して避難指示を発令いたします。
土砂災害の危険性が高まっています。
対象地区の方は、速やかに全員避難してください。
避難場所は、△△体育館を開設しています。
避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。
繰り返します・・・
以上、嬉野市災害対策連絡室からの「緊急のお知らせ」でした。

③特別警報発表に伴う【緊急安全確保】発令時の伝達文

緊急放送、緊急放送、こちらは嬉野市役所災害対策本部です。○時○分

- ・ 警戒レベル5、土砂災害特別警報が発表されました。
- ・ 土砂災害が発生したため、○時○分に□□地区に対して緊急安全確保を発令しました。

□□地区で(急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりによる)土砂災害の発生が確認されました。対象地区の方は、大至急近くの安全な場所に緊急避難するか、屋内の山から離れた高いところに、緊急に避難し身の安全を確保してください。命を守る最善の行動をとってください。
現在、土砂により、県道◇◇号線は、通行できません。
繰り返します・・・
以上、嬉野市災害対策本部からの緊急のお知らせでした。

④避難情報解除時の伝達文

【避難情報】の解除

こちらは、嬉野市災害対策本部（災害対策連絡室）です。

○時○分に□□地区に発令していた避難情報を解除しましたので、お知らせします。

（繰り返し）

以上、嬉野市災害対策本部からの避難情報解除のお知らせでした。